



アドプトサイン看板

豊かな水
を求めて

『アドプト・プログラム協定締結』

平成二十五年十一月一日、紫波町役場第一会議室において、アドプト・プログラム協定の調印式が行われました。煙山義史農村整備室長立会のもと、実施団体である「ホタルのすむ山吹川を守る会」の大沼吉英会長と藤原孝紫波町長、当区高橋勘一理事長がそれぞれ調印し、山王海土地改良区で五例目となる、アドプト・プログラム協定が締結されました。

紫波町南日詰を流れる山吹川にはホタルがたくさん棲んでいましたが、国道4号線の四車線化に伴う、護岸改修工事や県営事業等で河川の改修が行われ、棲息する生物が少なくなり、ホタルも例外ではありませんでした。しかし、十数年前から環境が少しずつ変化し、しばらく姿を見せていなかったホタルが飛び交うようになりました。

再び優美な姿を見せるようになった山吹川を後世に残そうと地元有志が集まり、平成二十年に『ホタルのすむ山吹川を守る会』を組織し、山吹川の清掃活動に取り組んで来ましたが、今後は実施団体と共に、清掃や緑化活動を行い、施設への愛着心を深め、清潔で快適な地域づくりを通じて、地域住民へ協働活動について啓蒙、推進をして参ります。



通常総代会挨拶



山王海土地改良区

理事長 高橋 勘一

平成二十五年度の山王海土地改良区通常総代会を開催するに当り、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は総代各位におかれましては、春耕期を目前にして何かとご繁忙の所、ご出席頂き誠にありがとうございます。

また、本総代会に熊谷紫波町長様を始め、ご来賓の皆様には年度末の公務ご多用の所、ご臨席を賜り誠にありがとうございます。

皆様には県中央豪雨災害の復旧対応を始め、本土地球改良区の業務運営に特段のご指導とご援助を賜っておりますことに衷心より敬意を表する次第であります。

さて、本年度の気象環境は幾多の異常気象により、全ての作目の栽培において極めて苦勞の多い日々でありました。また、本土地球改良区の業務執行上、予期してない事が発生し、苦難の連続でもありました。

梅雨時には高温少雨により山王海ダム、葛丸ダムの流入量が

目途に紫波町内七業者で組織しております「山王海水土里会」、花巻市の「くずまる紅葉会」二社の全面的なご支援とご協力により着実に復旧工事を進めて参りました。

すでに稲荷頭首工を始め、幹線水路は土砂撤去が完了し通水可能となっております。また、二種水路施設の土砂撤去や法面崩落の復旧工事も急ピッチで進行しております事を報告致します。

復旧工事額は約二億三千万円でありました。関係市町の内訳は紫波町が約二億一千万円、花巻市は一千四百万円、矢巾町は六百万円であります。この工事費への補助金として国の本災、小災、そして関係市町からの補助金は約七十八％であります。補助残分は一種水路については土地改良区が全額負担で、二種水路については地元水利調整組合負担となることから、地元負担を軽減するために本土地球改良区災害復旧事業補助金交付内規を適用することに決定致しました。本災害の土地改良区分別金は約三千六百万円で財調基金を取り崩し、充当する事と致しております。

さて、五月一日からの本格通水への組合員の不安があることから、東北農政局を通じて施設点検用水として緊急取水の許可を河川法第二十三条に係る同法第九十五条の協議を水利権者に対して要望して参りましたが、この程ご理解の上、許可の運びに至っております。今後、水利調整組合と密接な連携の下に本格通水に支障のないように努めて参

る所存であります。尚、復旧工事は平成二十六年においても実施されます。これからも皆様方のより一層のご支援をお願い申し上げます。次第であります。

次に、政府は昨年十一月に「農林水産地域の活力創造プラン」を取りまとめ、新たな農業農村政策を発表し平成二十六年四月一日にスタートする事となっております。農業と足腰の強い産業とする「産業政策」、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図る「地域政策」の車の両輪として、四つの改革を掲げております。

この中で土地改良区が関係するものとして、多面的機能支払交付金制度がこれまでの農地水管理支払交付金からの大方の移行となることから、農地や農業用水利施設の維持管理等の組合員の負担軽減が図られ、引き続き管内二十九組織と密接な連携の下に本事業の推進に寄与して参らなければと思っております。特に長寿命化活動組織とはこれまで通り事務委託契約を締結し、設計積算、工事発注など業務を進めることで協議してある所でございます。

さて、本日の総代会にご提案申し上げる案件は、第九号議案から第二十号議案までの十二議案であります。

中でも第九号議案の新規土地改良事業施行については、土館、上平沢地区内の6号承水路について、大雨のたびに山の沢水と共に大量の土砂流入により地元水利調整組合の維持管理に大変苦勞なされて

おり、改修工事の強い要望がなされて来ましたが、関係機関と協議を重ねた結果、県営「農村地域防災減災事業」として施工すること、九月に調査の採択となり平成二十六年は調査設計そして、平成二十七年から三十年までの実施期間で約九千万円の事業費で執行するものであります。

また、第十号議案、第十一号議案の平成二十五年度一般会計、特別会計第二次補正予算と第十四号議案、第十七号議案の平成二十六年度一般会計、特別会計予算につきましては、県中央豪雨災害の地元負担金に関連する予算が盛り込まれております。

どうか全議案が慎重審議の上、原案通りご承認を賜りますようお願い申し上げます。結びに当りこの所、気候変動により予期せぬ現象でその対策に苦慮する場面が多くなっております。しかも人命に関わる危険の中で業務がなされる事がしばしばであります。今後ともあらゆる危険予知を心掛けまして、安全対策に万全を期すると共に、さらに防災減災対策に取り組む所存であります。

また土地改良区の使命であります農業水利施設の適正な維持管理、農地の保全、山王海、葛丸両ダムに貯水された有効水の適正な配水に、より一層心掛け組合員の負託に対応できるよう鋭意努力して参る所存であります。

皆様には今後共にご指導とご支援をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

平成二十五年度 通常総代会開催

平成二十六年三月二十四日開催

平成二十五年度第二次補正予算
平成二十六年年度予算他を決定

平成二十五年度通常総代会は、去る三月二十四日(月)午前九時より当土地改良区二階会議室において開催されました。

総代理員四十九名中四十七名出席のもと、来賓に紫波町長熊谷泉様、盛岡広域振興局農政部



議長を務めた細川正彦総代理

農村整備室長煙山義史様、矢巾町副町長女鹿春夫様、花巻市農林水産部畜産林務課長晴山弘之様を迎え、高橋理事長挨拶、来賓祝辞の後、議長に細川正彦総代(不動産地区)が選出され、新規土地改良事業施行について他十一議案が審議され、提出された全議案が満場により原案どおり可決承認されました。

提出議案は次のとおりです。

〔決定された提出議案〕

第九号議案 新規土地改良事業施行について(別掲参照)

第十号議案 平成二十五年度一般会計収入支出第二次補正予算について

算について

第十一号議案 平成二十五年度特別会計収入支出第二次補正予算について

第十二号議案 規約第四十一条の規定による金銭預入先決定について

第十三号議案 賦課金の徴収について(一般会計)

第十四号議案 平成二十六年一般会計収入支出予算について(別掲参照)

第十五号議案 一時借入について

第十六号議案 賦課金の徴収について(特別会計)

第十七号議案 平成二十六年特別会計収入支出予算について(別掲参照)

第十八号議案 平成二十六年組合員資格喪失による決済額の決定について(別掲参照)

第十九号議案 平成二十六年営営事業工事費繰上償還金額の決定について(別掲参照)

第二十号議案 転用農用地に対する賦課金の徴収について

会議開催状況

平成二十五年十一月～
平成二十六年三月

・県有土地改良財産の譲与について 他四案件

◇平成二十六年三月十二日

・答申書について 他五案件

『監事会』

◇平成二十五年十二月十七日

・会計監査

◇平成二十六年一月三十一日

・総合監査の日程について

・総合監査

◇平成二十六年二月三日・四日

・総合監査

◇平成二十六年三月十四日

・現場監査

『滞納金検討会』

◇平成二十五年十一月十三日

◇平成二十六年三月十二日

『理事会』

◇平成二十五年十一月十三日

・平成二十五年土地改良事業の追加について 他一案件

◇平成二十五年十二月十七日

・維持管理適正化事業の変更契約について

◇平成二十六年一月二十二日

・山王海土地改良区財政調整基金積立金繰入について

◇平成二十六年二月二十一日

他二案件

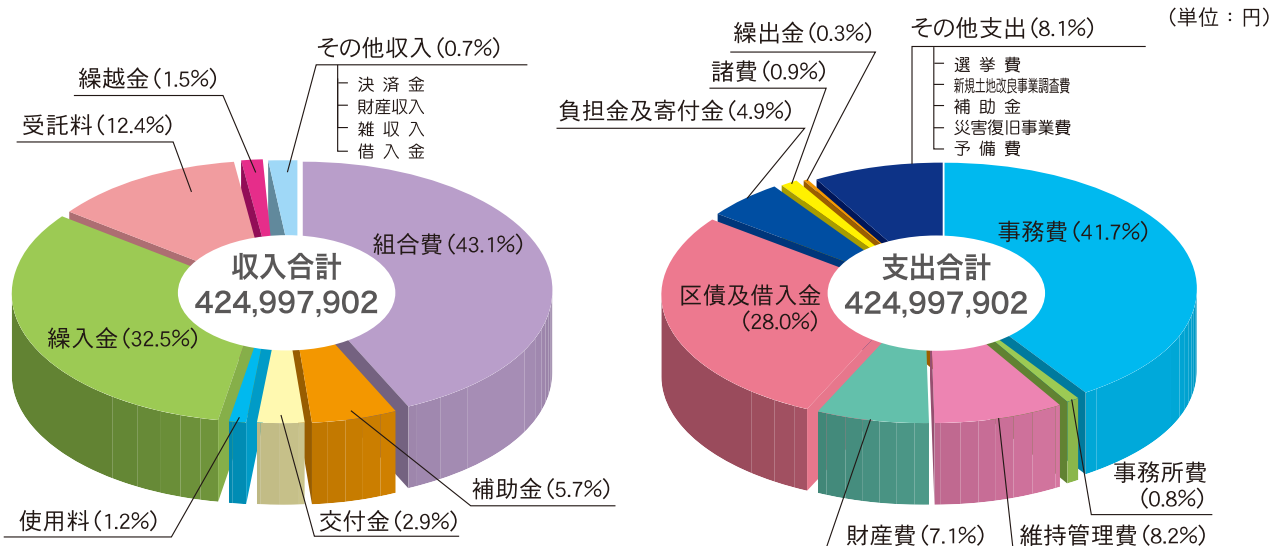
『理事選挙』について

平成二十六年八月十九日任期満了に伴い、理事の選挙が実施されます。

理事の選挙は総代会において執行されます。

理事定数は七名、任期は四年です。

平成26年度一般会計収入支出予算の概要



収入の部

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
組合費	182,901,409	176,621,630	6,279,779
補助金	24,300,778	7,046,800	17,253,978
交付金	12,276,000	12,276,000	
使用料	5,246,780	5,168,067	78,713
繰入金	138,202,375	177,269,754	△ 39,067,379
受託料	52,818,560	48,349,950	4,468,610
繰越金	6,500,000	6,500,000	
その他収入	2,752,000	2,753,000	△ 1,000
(内訳)			
決済金	3,000	3,000	
財産収入	118,000	119,000	△ 1,000
雑収入	2,630,000	2,630,000	
借入金	1,000	1,000	
収入合計	424,997,902	435,985,201	△ 10,987,299

支出の部

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
事務費	177,289,999	173,004,452	4,285,547
事務所費	3,497,597	2,881,037	616,560
維持管理費	34,884,600	29,553,600	5,331,000
財産費	29,967,000	57,740,764	△ 27,773,764
区債及借入金	119,077,961	143,618,040	△ 24,540,079
負担金及寄付金	20,871,200	18,148,400	2,722,800
諸費	4,024,800	3,920,600	104,200
繰出金	1,134,000	4,834,000	△ 3,700,000
その他支出	34,250,745	2,284,308	31,966,437
(内訳)			
選挙費	1,000	1,000	
新規土地改良事業調査費	1,000	1,000	
補助金	4,369,930	1,000	4,368,930
災害復旧事業費	28,109,342	1,000	28,108,342
予備費	1,769,473	2,280,308	△ 510,835
支出合計	424,997,902	435,985,201	△ 10,987,299

平成26年度特別会計収入支出予算の概要

(単位：千円)

地区名	項目	収入の部					支出の部						
		賦課金	雑収入	繰入金	その他	繰越金	計	繰出金	管理費	諸費	その他	予備費	計
償還会計		983	31		決済金 1	800	1,815	29		20	借入金 948	818	1,815
南野原県ぼ		366	2			300	668	146	320	30		172	668
水分県ぼ		3,027	153			11,000	14,180	3,100		900		10,180	14,180
水分第二県ぼ		494	11			4,000	4,505	1,530	820	10		2,145	4,505
赤石第一県ぼ		4,707	11			14,000	18,718	3,757	513	50	償還金 4,387	10,011	18,718
赤石第二県ぼ		12,432	308	5,000		2,000	19,740	14,951	3,169	30		1,590	19,740
紫波中央県ぼ		1,777	11	6,500		1,000	9,288	6,801	892	20		1,575	9,288
上平沢県ぼ		1,338	2	8,000		1,000	10,340	7,602	1,455	20		1,263	10,340
土館県ぼ			102			50	152	50		2		100	152
宮手稲藤県ぼ		8,057	102			300	8,459	7,938	250	30		241	8,459
上台大下通県ぼ		3,568	102	5,520		250	9,440	8,311	150	10		969	9,440
八幡東部県ぼ		4,462	204			1,000	5,666	4,036	460	30		1,140	5,666
南日詰県ぼ		6,952	102			500	7,554	3,649	345	20		3,540	7,554
県営土地総黒西		5,739	102			1,600	7,441	5,399	660	20		1,362	7,441
県営土地総南寺林		3,519	51			1,000	4,570	3,452	540	10		568	4,570
県営土地総中寺林		6,570	102			1,000	7,672	6,331	200	20		1,121	7,672
維持管理事業				1,134			1,134				工事費 1,134		1,134
経営安定対策 基盤整備緊急支援事業			1		助成金 61,480		61,481	61,469		12			61,481

平成26年度 賦課金

会計区分	地区名	10アール当り金額(円)	
一般会計	経常賦課金	4,500	
	維持管理事業費(前年度事業の地元負担分)		
	宮手稲藤地区	170	
	高水寺	80	
	中央幹線	240	
	葛丸上堰	410	
特別会計	県営事業		
	水分県ぼ	59 上松本	500
		60 宮手	1,000
		61 小黒沢	3,000
		62 南伝法寺	4,000
	水分第二県ぼ	800	
	赤石第一県ぼ(第一工区)	300	
	赤石第一県ぼ(第二工区)	8,000	
	赤石第二県ぼ	6,000	
	紫波中央県ぼ	1,500	
	上平沢県ぼ	1,000	
	宮手稲藤県ぼ	3,500	
	南日詰県ぼ	8,000	
	南野原県ぼ	150	
	上台大下通県ぼ	8,000	
	八幡東部県ぼ	4,500	
	八幡東部県ぼ(パイプライン)	2,600	
	県営土地総黒西	一般	7,300
		暗渠(A)	8,300
		暗渠(B)	9,300
		一般	4,800
	県営土地総南寺林	暗渠(A)	5,800
		暗渠(B)	6,800
県営土地総中寺林	一般	6,200	
	暗渠	7,500	
団体営事業			
岩清水	一般	6,900	
	暗渠	1,300	

特別会計上台大下通県ぼ地区は、平成27年2月20日で償還完了いたします。

納入期限

一般会計
納入期限

口座振替日

前期 4月30日(水) 前期 4月23日(水)

後期 10月31日(金) 後期 10月24日(金)

平成26年度 決済金

会計区分	賦課区分・地区名	10アール当り金額(円)	
一般会計	一般会計(内訳)	69,100	
	維持管理事業決済金	35,400	
	県営事業分担金決済金	1,700	
	国営事業負担金決済金	32,000	
	水分県ぼ	60 宮手 355 61 小黒沢 2,230 62 南伝法寺 3,535	
特別会計	水分第二県ぼ	2,342	
	赤石第一県ぼ(第一工区)	2,639	
	赤石第一県ぼ(第二工区)	22,655	
	赤石第二県ぼ	19,049	
	紫波中央県ぼ	13,890	
	上平沢県ぼ	13,911	
	宮手稲藤県ぼ	2,205	
	八幡東部県ぼ	16,474	
	八幡東部県ぼ(パイプライン)	15,600	
	南日詰県ぼ	35,600	
	県営土地総黒西	一般	35,851
		暗渠(A)	42,048
	暗渠(B)	暗渠(B)	48,047
		県営土地総南寺林	一般
	暗渠(A)		41,013
	暗渠(B)	暗渠(B)	47,013
		県営土地総中寺林	一般
	暗渠		74,543
	岩清水	一般	39,307
		暗渠	7,800

決済金の支払い

次のような場合、土地改良区の賦課から除外する手続きと決済金の支払が必要になります。

- ・農地を宅地等に転用する場合
- ・農地を公共事業用地として転用した場合(道路・河川・水路等)
- ・田を畑に転用した場合

手続き及び決済金を納めない場合は、その土地に継続して賦課されます。

平成26年度 県営事業繰上償還金

(平成26年度賦課金納入後適用)

地区名	10アール当り金額(円)	地区名	10アール当り金額(円)
水分県ぼ	60 宮手 475	宮手稲藤県ぼ	2,665
	61 小黒沢 2,470	八幡東部県ぼ	20,744
	62 南伝法寺 3,895	八幡東部県ぼ(パイプライン)	15,600
水分第二県ぼ	4,102	南日詰県ぼ	40,800
赤石第一県ぼ(第一工区)	3,159	一般	41,671
赤石第一県ぼ(第二工区)	26,375		県営土地総黒西 暗渠(A)
赤石第二県ぼ	22,349	暗渠(B)	62,447
紫波中央県ぼ	16,190	一般	37,049
上平沢県ぼ	15,461		県営土地総南寺林 暗渠(A)
		暗渠(B)	52,593
		一般	50,718
			県営土地総中寺林 暗渠

豪雨災害復旧事業について

平成25年8月9日の豪雨発生以来、今日ここまで復旧復興に行政或いは地元組織と共に取り組んで参りました。災害復旧事業査定も終了し補助率が確定しました。復旧工事の業者割り振りも終え、完成を待つのみです。災害発生当時873（概算工事費12億円）あった被災箇所は「施設」と「農地」の仕分け、行政の協力、農地・水保全組織のご尽力などにより、土地改良区分282箇所（総事業費約2億3千万円）になりました。

負担についてみなさん気になる所だと思います。（以下参照）水利調整組合毎それぞれ負担額、徴収方法が異なりますので、わからない点はお気軽にお尋ねください。

◎平成25年度

（単位：円）

施設箇所	総事業費	備考
稲荷頭首工など 131箇所	159,370,673	
負担の内訳 補助金 改良区負担額 地元負担額	125,528,395 30,772,109 3,070,169	財政調整基金積立金より
地元負担額の徴収方法	水利調整組合	地元負担額内訳
特別会計水分県ほ地区より支出	北 幹 線	3,070,169

◎平成26年度以降

（単位：円）

施設箇所	総事業費	備考
南幹線水路など 151箇所	68,147,434	
負担の内訳 補助金 改良区負担額 地元負担額	52,492,440 4,588,036 11,066,958	財政調整基金積立金より
地元負担額の徴収方法	水利調整組合	地元負担額内訳
特別会計水分県ほ地区より支出	北 幹 線	870,426
// 水分第二県ほ地区より支出	稲 荷 幹 線	620,623
// 上平沢県ほ地区より支出	//	1,204,739
// 紫波中央県ほ地区より支出	高 水 寺	492,358
// 赤石第二県ほ地区より支出	野 沢	968,243
// //	平 沢	1,080,827
// 赤石第一県ほ地区より支出	中央幹線赤石	93,094
// 南日詰県ほ地区より支出	//	104,978
組合より一括納付	志和地区南部	2,016,817
//	片 寄 犬 淵	765,564
平成27年度に賦課徴収	中 央 幹 線	105,840 120円/10a予定
平成27、28年度に賦課徴収	南幹線上流部	2,743,449 { H27 780円/10a予定 H28 770円/10a予定
	計	11,066,958

基幹的水利施設の復旧工事は既に完成しております。まだ復旧していない施設は現場の条件により、概ね3段階（4月中、麦刈り取り後、稲刈り後）に分けて復旧されます。

花巻市、矢巾町の農業用施設に関わる災害復旧事業につきましては、行政補助率が100%なので、地元負担はありません。

農地(田畑)の復旧工事については、個人負担が伴う事から、個人で市町へ手続きをお願いしております。

災害復旧事業の種類

事業名	通称	事業主体	補助対象	補助率(%)
補助災害復旧事業 (国庫補助事業)	本災	紫 波 町	80万円以上	95.5
農地等小災害復旧事業	小災	紫 波 町	13万円以上40万円未満	80.0
町単補助事業	町単	(事業申請者) 山王海土地改良区	5万円以上13万円未満 40万円以上80万円未満	65.0

農業用施設の漏水などの点検をするため、国土交通省より特別に許可を頂き、水路に水を流します。（緊急取水）ダムから満水越流した水を利用しますので、かんがい期間中の取水量に影響はありません。

8月9日豪雨災害復旧写真

● 稲荷頭首工（左岸上部より）

施工前



施工後



● 稲荷頭首工（左岸上流より）



● 南幹線用水路第1工区



● 南幹線用水路第2工区



● 南幹線用水路第3工区



「緊急取水、点検用水について」

施設点検用水緊急取水について

平成25年8月9日発生した豪雨災害による緊急的な点検取水の国、県への要望が認められ、下記期間において両ダムの満水越流水を利用し、幹線水路、末端水路、パイプラインの土砂除去、掃流、点検調査、復旧を実施する予定です。

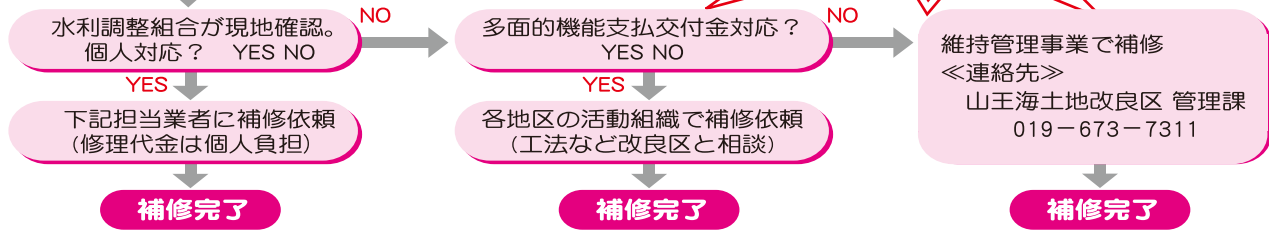
記	
4月上旬～4月中旬	頭首工～幹線～各組合管内通水
4月中旬～4月下旬	充水、点検、復旧、通水確認

5月1日 本配水

**国営山王海地区かんがい用水の許可水利権(かんがい期間)は
5月1日～9月5日の期間と定められております。**

パイプライン・給水栓・空気弁等の破損事故、ゴミ詰まり発生！
下表 水利調整組合に連絡

パイプライン事故発生時の対応方法



工事業者は土日、祝祭日はお休みです。

パイプライン組合名	組合長名	電話番号	担当業者	電話番号
北 幹 線	谷 地 良 典	019-673-7302	(株)十文字組	019-672-2336
稲 荷 幹 線	戸 川 義 郎	019-673-6713	(株)十文字組	019-672-2336
宮手稲藤地区	田 口 祐 功	019-673-7820	橋建設(株)	019-672-4411
高 水 寺	渡 辺 幸 一	019-673-6877	(株)水本	019-697-3141
野 沢	藤 原 政 義	019-676-2085	(株)水本	019-697-3141
平 沢	築 田 嘉 江	019-672-3479	(株)十文字組	019-672-2336
中央幹線赤石	高 橋 實	019-676-5436	(株)十文字組	019-672-2336
南幹線上流部	中 田 宏	019-673-6987	(株)水本	019-697-3141
志和地区南部	畠 山 孝 也	019-673-6551	橋建設(株)	019-672-4411
片 寄 犬 渕	細 川 信 一	019-673-6885	橋建設(株)	019-672-4411
南野原(石鳥谷)	板 垣 邦 博	0198-45-5361	(株)長澤工務店	0198-45-4416
上 台 南 寺	鎌 田 勝 幸	0198-45-2428	(株)長澤工務店	0198-45-4416
石 仏 幹 線	佐々木 敬 悦	0198-45-3554	(株)長澤工務店	0198-45-4416

組合名	組合長名	電話番号	組合名	組合長名	電話番号
中央幹線	高 橋 貞 信	019-672-4619	大 北	藤 原 米 光	0198-45-5504
作 の 沢	菅 原 黎 治	0198-45-5051	山王海大興寺	熊 谷 幸 作	0198-45-5606
葛丸上堰	佐々木 敬 祐	0198-45-2429			

平成26年度 土地改良事業

《基幹水利施設管理事業》

単位：円

区分	組合名	工期	事業内容	事業費
県 営	山王海地区	H8～	山王海ダム、葛丸ダム、稻荷頭首工、葛丸頭首工の施設管理費等	49,868,000

《農村地域防災減災事業》

単位：円

区分	組合名	工期	事業内容	事業費
県 営	南幹線上流地区	H26～H30	開渠工：排水フリユーム1,600×1,000型 L=1,160m 取水工：一式	90,000,000

《維持管理事業》

単位：円

件名	組合名	事業内容	事業費
1-1号	宮手稲藤地区	湧水処理 1ヶ所	788,400
2-1号	石仏幹線	土砂吐弁嵩上げ 3ヶ所	345,600
合 計			1,134,000

平成26年度 水門、水路監視人

適正な配水管理と水利・水路状況報告等にあたらせるため、水門、水路監視人を配置いたします。土地改良区もかんがい期間中は当番対応し、配水管理にあたります。

(雇用期間：平成26年4月25日～同年8月20日)

区分	施設名	監視区域
第1区	水 門	稻荷頭首工～分水槽～稻荷小分水
第2区	南 幹 線	弥勒地分水～大沢分水
第3区	葛 丸 幹 線	葛丸頭首工～開拓分水～大瀬川分水、葛丸一の留～小屋場分水
第4区	南 幹 線	大瀬川分水～上台分水槽、石仏頭首工
第5区	北 幹 線	北幹線分水～滝花分水
第6区	稻 荷 幹 線	配水槽1号～5号、沢内川取水～両互
第7区	中 央 幹 線	中央頭首工～赤石分水

● 水管理のお願い ● ～ 我田引水 ～

刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。水路が詰まる原因となります!!

限られた用水でまんべんなく供給するために、各地域内で協力し合い配水調整を行うと共に、これまで以上に一人一人が細やかな水管理と節水に努めて頂くようお願いいたします。特に公平な配水を実施するため、**用水のかけ流しはおやめ下さい**。かけ流しは用水不足の原因となります。水口の適切な管理をお願いします。

今年の山王海ダム「一般公開」はお休みです

山王海ダムへ通じる町道が平成25年8月9日の県央豪雨により被災し、復旧工事がまだ完了していないため、今年山王海ダムの一般公開は致しません。



またね
♡

こういう場合は、必ず手続きを！



組合員の資格に異動があった場合

- ◎耕作地の異動
(売買・交換・賃貸借契約及び解約)
- ◎組合員が死亡、又は農業者年金等による経営移譲
- ◎組合員の住所、振替口座等の変更



農地を転用する場合

- ◎農地の宅地等への転用
- ◎公共用地（道路等）の買収による転用
- ※決済金の納付が必要になります



土地改良施設等を利用する場合

- ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ◎土地改良施設を出入口等で多目的に使用

ご注意ください！

※公共機関(市町村、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員、土地台帳は変更されません。手続き等の詳しいことは、当土地改良区までお問い合わせ下さい。

電話 019-673-7311 FAX 019-673-7360

注意!

滞納賦課金は新組合員に継承されます。

改良区地区内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、**土地改良法第42条第1項（権利義務の承継及び決済）**の規定により、新しくその土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。

後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、必ず、土地改良区に滞納賦課金について確認していただき、**当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転する様**にお願いします。

滞納賦課金の対応について

組合員の皆さまの財産である土地改良施設を健全に管理運営すると共に、賦課金納入の公平性を確保するため賦課金を滞納されている方の滞納処分を実施しております。

賦課金の納期限を過ぎると、本来納めるべき額のほかに年率14.6%の割合で延滞利息が加算されます。また、督促状が発送され、督促手数料も加算されます。

厳しい農業情勢の中でも、期限内に賦課金を納入して頂いております。しかしその一方で様々な理由により、未納になっている方や、更には滞納額が累積し高額となっている方もいるのが現状です。

当土地改良区では少しでも滞納の解消につながるよう、ご提案したいので、まずは相談していただきたいです。

たび重なる催告にもかかわらず、納入して頂けない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、その財産を公売するなど滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第39条第5項】

土地改良区の異動

【退職】(平成二十六年三月三十一日付け)

総務課 庶務係長 柏原 一弘
 平成元年四月一日奉職以来
 二十五年間
 長い間大変ご苦勞様でした。
 今後のご活躍をお祈りいたします。

◎ 賦課徴収係長

高岡 良美 (賦課徴収係主事)

◎ 賦課徴収係

立花 拓也 (ダム管理係兼管理係技師補)

◎ 新採用職員紹介

◎ 管理課ダム管理係

(管理係兼務) 技術雇

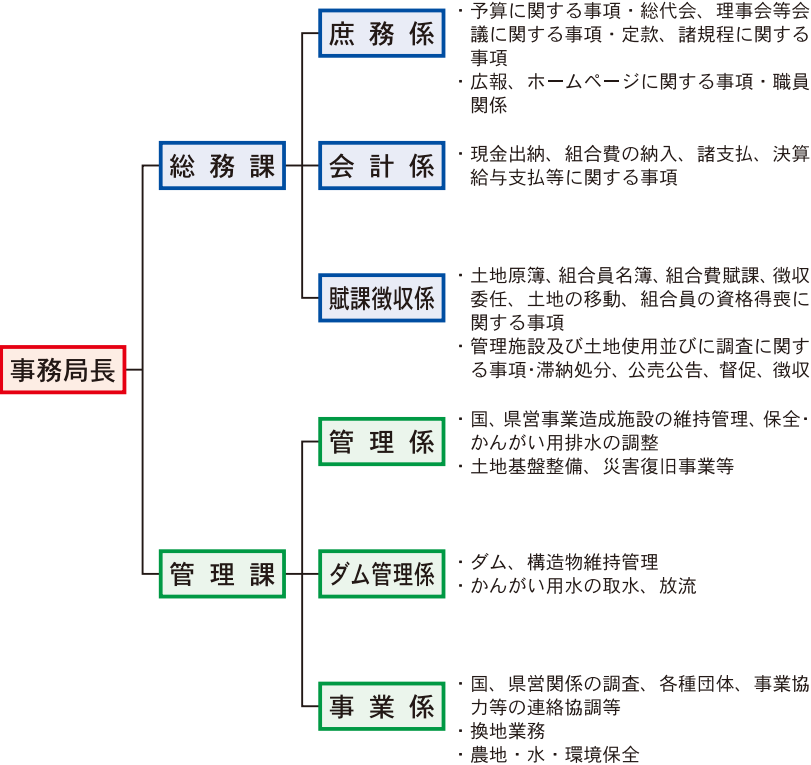
【異動】(平成二十六年四月一日付け)

◎ 庶務係長
 鷹觜 孝好 (賦課徴収係長)

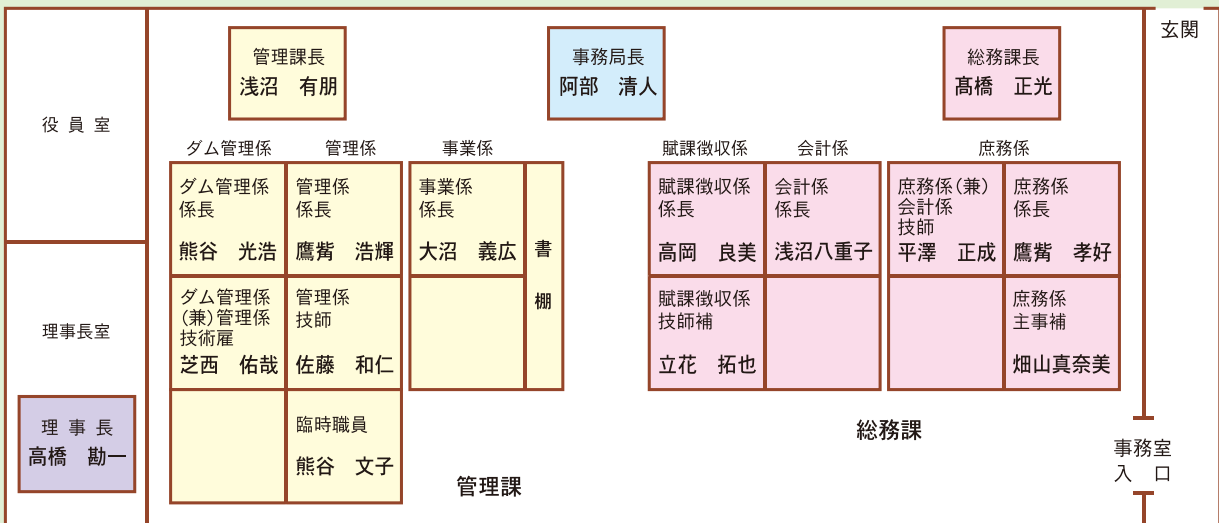


芝西 佑哉
 (紫波町二日町)

山王海土地改良区 事務局機構



山王海土地改良区 職員配置図



ご冥福をお祈り
いたします

本土地改良区の理事であります小田中雅則(紫波町片寄)さんが、三月三十日ご逝去されました。

生前、昭和五十二年四月から平成二十二年三月まで三十二年間、土地改良区の職員として奉職されました。また、平成二十二年八月からは理事として水利委員長を務められ、土地改良区の運営にご尽力いただきました。
 謹んでご冥福をお祈りいたします。

発行者

水土里ネット山王海
 山王海土地改良区

〒028-3441 岩手県紫波郡紫波町上平沢字川原田15番地
 TEL:019-673-7311 FAX:019-673-7360
 ホームページ: http://www.sannoukai.jp
 メール: heian@sannoukai.jp